

埼玉県砂防関係施設整備計画
(概要版)

令和8年 3月

埼玉県 県土整備部 河川砂防課

1. 計画策定の背景・目的

■ 背景

- 県内の土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（5,237区域）の指定が完了（R7.3末時点）
- 気候変動による災害の激甚化、人口減少・高齢化などの社会経済情勢の変化
⇒いのちとくらしを守る土砂災害対策の考えを踏まえた、砂防事業の推進が必要

■ 埼玉県の土砂災害対策の現状と課題

- 砂防関係施設の整備状況としては221区域（令和7年3月時点）で概成しているが、依然として未整備箇所が多数残っている状況。
- 県内では昭和22年のカスリーン台風以降、幸いにも土砂災害による人的被害は発生していないが、平成18年から令和7年までの20年間で141件の土砂災害が発生しており、そのうち28件が令和元年東日本台風で発生した。気候変動による豪雨頻度の増加や土砂災害の激甚化への対応が必要。
- 土砂災害警戒区域内に避難場所や要配慮者利用施設、災害時に重要な施設が多数立地しており、こうした重要な施設の立地する区域は、優先的にハード整備する必要がある。
- 県内でも中山間地域においては、人口減少及び高齢化が進行している。このため、要配慮者利用施設等を守るためのハード整備や土砂災害リスクに備え、避難確保計画に基づいた平時の訓練や土砂災害リスクの低い区域への居住誘導などの取り組みを進める必要がある。
- 土砂災害により鉄道や緊急輸送道路などが寸断されるおそれがあり、暮らしや生業に関わる主要なインフラを守るためのハード整備を進める必要がある。

■ 国の土砂災害対策の方向性

- 国は「いのち」を守る対策に加え、地域住民の「くらし」を守る土砂災害対策を推進する方針を打ち出している。
- また、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードゾーン（土砂災害特別警戒区域）での開発抑制など、安全なまちづくりのための総合的な対策が必要とされている。

「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策

都市計画法及び都市再生特別措置法の改正概要

出典：国土交通省資料

本計画では、国の土砂災害対策の方向性を踏まえ、土砂災害から
県民の生命・財産を守ることを目的に
「土砂災害防止対策の基本方針」
「計画期間と達成目標」を設定。

<参考> 土砂災害対策の効果

- 令和元年東日本台風ではカスリーン台風匹敵する降雨があり、多数の土砂災害が発生しました。
また令和4年7月豪雨でも土砂災害が発生しました。
- しかし、これまでの砂防関係施設の整備（ハード対策）、警戒避難に資する情報の提供（ソフト対策）により、人的被害はありませんでした。



令和元年東日本台風による地すべり（秩父市別所）

2. 土砂災害防止対策の方針

土砂災害防止対策の基本方針

県民の生命・財産を守ることを目的に、いのちとくらしを守る防災・減災の考えを踏まえ、防災・減災まちづくりとも連携し、ハード対策とソフト対策を組み合わせた土砂災害防止対策を推進する。

■ ハード対策の基本方針（砂防関係施設の整備）

- 土砂災害は現象ごとに発生メカニズムや災害規模、影響範囲が異なることから、「土石流」・「地すべり」・「急傾斜地崩壊」の現象ごとに整備の考え方を定め、達成水準を設定する。
- 土砂災害警戒区域ごとに、区域内に存在する施設等（保全対象）の種別から優先度を定め、優先度が高い区域から、保全対象の規模や用地寄付の状況等の事業化条件を加味して事業化を検討する。
ただし、地すべりについては優先度評価ではなく、滑動が確認された箇所について、事業化条件を加味して直ちに事業着手する。
- なお、社会情勢の変化により保全対象が増減することが想定されるため、計画は5年ごとに見直しを行う。

■ ソフト対策

- 危険な箇所や避難行動の重要性を周知し、土砂災害に対する住民の自主警戒避難を促すことを目的とした平時からの対策と、土砂災害の危険度が高まった場合に、市町村の避難判断や住民の避難行動に資するための情報を提供する対策を併せて推進し、警戒避難体制の強化を図る。

■ 計画期間と達成目標

- 計画期間は10年とする。
- 令和4年3月の策定時からこれまで、本県では、避難場所や要配慮者利用施設（以下、「避難所等」という）のある土砂災害警戒区域等を優先的に実施してきた。引き続き不特定多数の人が集まる避難所や自力避難が困難な要配慮者利用施設がある土砂災害警戒区域等を対象に対策を実施するものとする。
- 災害時には災害発生箇所の整備を優先し、被災した砂防関係施設の復旧だけでなく、施設未整備箇所についても条件が整う箇所は国の災害関連事業を積極的に活用し、砂防関係施設の整備を行う。

計画期間と達成水準（ハード対策）

		地すべり	土石流	急傾斜地
次 期 10 年	目 標	滑動の兆候が確認された区域	土砂災害警戒区域内に避難場所または要配慮のある区域 ※地元要望又は理解有	土砂災害警戒区域内に避難場または要配慮のある区域 ※地元要望又は理解有
	箇所数	※新規対象 2区域	※新規対象 59区域 〔優先度Ⅰ：10区域 優先度Ⅱ：8区域 優先度Ⅲ：24区域 優先度Ⅳ：17区域〕	※新規対象 89区域 〔優先度Ⅰ：32区域 優先度Ⅱ：18区域 優先度Ⅲ：39区域〕

- ・ レッドに避難所または要配慮者利用施設 → 優先度Ⅰ
- ・ イエローに避難所かつ要配慮者利用施設 → 優先度Ⅱ
- ・ イエローに避難所のみ → 優先度Ⅲ
- ・ イエローに要配慮者利用施設のみ → 優先度Ⅲ
- ・ 優先度Ⅱ、優先度Ⅲのうち緊急輸送道路が区域内にある箇所 → 優先度Ⅰ
- ・ (土石流対策) 上下流に治山施設に治山施設あり → 優先度Ⅳ



優先区域の考え方

3. 砂防関係施設の整備の考え方

砂防関係施設の整備に当たり、ハード対策の基本方針に基づき、「地すべり」「土石流」「急傾斜地崩壊」の現象ごとの施設整備の考え方は以下のとおりとする。

1 地すべり



- 【方針】
- ・地すべりについては、明らかな変状がない箇所での対策が困難であるため、基本的には地すべり現象の発生や兆候がある場合、速やかに対策検討を実施。
 - ・「事前防災としての地すべり対策事業の実施について」は今後具体的な箇所を検討していくため、本計画における対策区域には含まない。

今後調査を行うことを検討するものとし「事前防災としての地すべり対策事業等の実施について」の考えを以下のとおり示す。

【事前防災としての地すべり対策事業等の実施における留意点】

1. 事業箇所
2. 各補助事業等の活用について
3. 地すべり防止施設工事基本計画の変更
4. 運動ブロックの設定
5. 安全率の設定

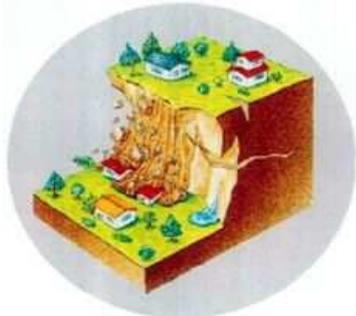
2 土石流



- 【方針】
- ・土砂災害警戒区域内に避難所や要配慮者利用施設を有する区域を優先度が高い区域とし、そのうち、要配慮者利用施設かつ避難所である区域や緊急輸送道路がある区域などから施設整備を実施する。
 - ・なお、事業検討区域については、市町村の意見を踏まえて実施するものとする。（対象区域を詳細調査した結果事業化に至らない区域もある）
 - ・土石流対策事業を実施するにあたっては、地元の理解・協力が不可欠であるため、現状の把握や地元調整の協力を確認する。特に、土石流による影響範囲における保全対象の最新の状況や治山事業の状況を確認し、国交付金事業や補助事業の採択要件に合致するものを優先する。

土砂・洪水氾濫対策については、大きな被害のおそれのある流域の抽出や土砂洪水氾濫の有無の検討を行う。ただし、今後具体的な箇所を検討していくため、本計画における対策箇所の選定は含まない。

3 急傾斜地崩壊



- 【方針】
- ・土地所有者等による施工が可能であれば県では整備しない。
 - ・受益者負担（用地寄付）、市町村事業費の一部負担金の調整が整っている区域において実施する。
 - ・土砂災害警戒区域等内に避難所や要配慮者利用施設を有する区域を優先度が高い区域とし、そのうち、土砂災害特別警戒区域内に避難所等がある区域、要配慮者利用施設かつ避難所である区域や緊急輸送道路がある区域などから施設整備を実施するものとする。
 - ・なお、事業検討区域については、市町村の意見を踏まえて実施するものとする（対象区域を詳細調査した結果事業化に至らない区域もある）。

急傾斜地は、原則として土地の所有者等に土地を適正管理する責任があるため（土地基本法）、土地所有者等による対策が困難・不適当な場合に限り、県で対策工事を実施することとする。

土地造成等により形成された急傾斜地（人工がけ）については、行為者に対策工事の責務があることから、県が行う対策工事の対象としない。

※いずれの現象でも災害発生時は災害関連事業の採択要件や地元の協力見込みを踏まえ、災害関連事業による事業化を検討する。

4. 警戒避難体制の整備の考え方

■ 平時からの取り組み

○土砂災害に対して実効性のある避難を確保するため、日ごろから土地の持つ土砂災害の危険性や、避難行動の重要性を周知することで、住民の防災意識を向上させ、自主警戒避難を促す。

○基礎調査が完了した後においても、地形改変が確認された土砂災害警戒区域等の既指定区域の見直しを行う、また、近年の測量技術の向上も踏まえ、数値標高モデル等の高精度な地形情報等を用いて、土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出に努める。

【その他の主な取り組み】 ハザードマップの充実、土砂災害警戒区域等の見直し、避難を促す標識の設置、土砂災害に対する防災訓練・出前講座の実施、絵画・作文コンクール、土砂災害警戒情報システム 等



土砂災害ハザードマップの例



土砂災害警戒区域標識の例



防災訓練の例



出前講座の例

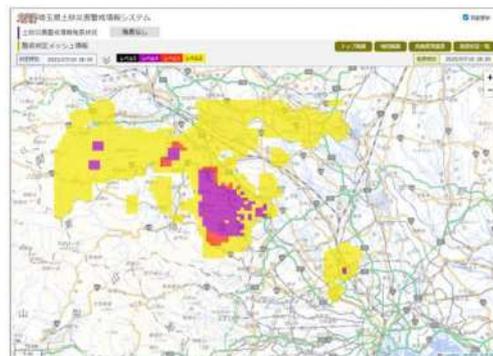
■ 出水時（危険度が高まった時）の取り組み

○土砂災害の危険度が高まった場合に、実効性のある住民避難を確保するため、市町村や住民を対象に情報発信等の取り組みを行います。

【主な取り組み】 土砂災害警戒情報の発表、埼玉県土砂災害警戒情報システムによる危険度情報の提供、県と首長とのホットラインによる土砂災害警戒情報の伝達、埼玉県土砂災害観測システムの市町村の防災対策への活用 等



土砂災害警戒情報の発表



土砂災害警戒情報システムによる危険度情報の提供

